

令和 6 年 度 事 業 報 告

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

当センターは、昭和 54 年 12 月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始し、昭和 61 年 3 月には、浄化槽法の施行に伴い、改めて千葉県知事の指定を受け、浄化槽の指定検査機関として、その役割を担ってきました。

平成 25 年 3 月には、公益法人制度改革の中で、公益社団法人としての認定を受けたところです。

平成 29 年度に、千葉県は法定検査の未受検者対策として一般財団法人千葉県環境財団を新たな検査機関に指定し、平成 30 年度からは 2 つの指定検査機関が県内を区域割りして検査業務を行っております。

令和 6 年度は、令和 7 年度からの次期指定を受けるため、県と協議を続けた結果、令和 7 年 3 月 19 日付けで指定通知を受けることができました。今後は、指定申請時に提出した検査事業計画に記載した取組を積極的に推進してまいります。

また、令和 6 年度の検査基数は、検査体制の見直し等により過去最高の検査基数を達成することができました。さらに、今後の業務拡大や事務の効率化を図るため、水質分析機器の導入や新たな浄化槽総合管理システムの開発を進めてきたところです。

今後とも、関係機関等と連携して法定検査の受検率のより一層の向上を図るとともに、検査業務の適正かつ着実な遂行に努め、当センターの信頼性の向上及び経営基盤の強化に取り組んでまいります。

1 会員の異動状況

令和 6 年度末における会員数は次表のとおりであり、前年度末に比べ 3 社が退会して、167 社となりました。

[会員の入退会の状況]

(単位：社)

区 分	令和 5 年度末 会員数	令和 6 年度		
		入会	退会等	会員数
正会員	167	0	3	164
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	170	0	3	167

2 総会・理事会等会議の開催

(1) 定時総会の開催

令和 6 年 6 月 4 日に公益社団法人移行後の第 12 回定時総会を開催し、令和 5 年度事業報告・決算報告及び役員（補欠理事）の選任について審議・決議するとともに、令和 6 年度事業計画・予算の報告を行いました。

(2) 理事会、執行委員会の開催

令和 6 年 4 月、7 月、10 月及び令和 7 年 3 月に理事会を開催するとともに、業務執行役員による執行委員会を 6 回開催し、業務の適正化や改善等について協議いたしました。

なお、詳細は別記のとおりです。

3 次期指定申請について

令和 7 年度からの次期指定については、令和 7 年 1 月 24 日付けで理事長名で千葉県知事あてに「指定検査機関指定申請書」を提出、令和 7 年 3 月 19 日付けで指定を受けることができました。

中長期的な取組を進めるため、指定期間は令和 11 年度までの 5 か年とされ、また、検査基数は県と協議結果、次のとおりとなっています。今後は申請時に提出した検査事業計画書に基づいて検査の実施に努めてまいります。

指定期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

指定地区：千葉県北部の 40 市町村（変更なし）

検査基数：以下のとおり（検査事業計画書に記載した内容）

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
7 条検査	3,700	3,780	3,830	3,870	3,910
全項目	38,000	39,000	40,000	41,000	42,000
BOD	31,130	35,030	40,140	45,280	50,450
合 計	72,830	77,810	83,970	90,150	96,360

4 法定検査事業

(1) 法定検査基数

令和 6 年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 58,817 基であり、令和 5 年度実績 52,470 基に対して 6,347 基の増となりました。

また、令和 6 年度の事業計画における目標基数 68,250 基に対しては、9,433 基下回りましたが、7 条及び 11 条全項目検査については、それぞれの目標基数を上回ることができました。今後は、保守点検業者や千葉県環境保全センターと連携して 11 条 BOD 検査の拡大を推進していくことが課題であると考えています。

[令和 6 年度法定検査実施基数 (過去 5 か年度の推移)]

年度 検査区分		R06	R05	R04	R03	R02
7 条検査		3, 756	3, 149	3, 849	3, 152	3, 169
11 条検査	全項目	37, 349	32, 679	30, 559	29, 338	28, 050
	BOD	17, 712	16, 642	17, 757	17, 094	17, 124
	小 計	55, 061	49, 321	48, 316	46, 432	45, 174
合 計		58, 817	52, 470	52, 165	49, 584	48, 343

[令和 6 年度検査区分別判定結果]

検査区分		検査基数	判 定 結 果		
			適正	おおむね適正	不適正
7 条検査		3, 756	2, 263	1, 101	392
11 条検査	全項目	37, 349	18, 180	17, 624	1, 545
	BOD	17, 712	15, 741	1, 966	5
	小 計	55, 061	33, 921	19, 590	1, 550
合 計		58, 817	36, 184	20, 691	1, 942

(2) 法定検査の報告

法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県及び保健所設置市（船橋市、柏市）に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、浄化槽管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

(3) 嘱託採水員の育成

採水及び確認調査を担当する嘱託採水員の育成及び技術水準の維持・向上を図るため、令和 6 年 7 月 24 日（水）及び 11 月 13 日（水）の 2 日間、嘱託採水員講習会を開催し、新規講習として 56 名が受講しました。（更新期間を 3 年から 5 年に延長したことにより、今年度は更新講習は実施していません。）

嘱託採水員をさらに増やすため、行政機関や関係団体と協議して令和 7 年度から浄化槽管理士研修会と採水員講習会を同時開催することにしました。これにより令和 11 年度までの 5 年間で全ての浄化槽管理士が採水員資格を取得することを目指します。

(4) 自社分析体制の拡充

BOD 検査の自社分析体制を拡充するため、令和 7 年 1 月にラボテック東日本（株）の自動分析機器を導入することを決定しました。令和 8 年 3 月稼働開始予定であり、今後は分析職員の体制を整え、11 条 BOD 検査の拡大を図ってまいります。

(5) 検査員報奨金制度等

前年度の検査件数より多くの検査を実施した場合や 1 日の設定目標基数以上の検査を実施した場合に報奨金や手当を支給する取組や、直行直帰職員を増やす取組などにより、検査基数の増加に一定の効果が認められたことから、令和 7 年度上半期についても継続して実施してまいります。

(6) 法定検査手数料の改正に係る事前協議

法定検査手数料については、平成 17 年以降改正をしていなく、額の引き上げについては平成 4 年の改正以降行っていないため、ほぼ 30 年間同額となっています。

昨今の物価上昇や最低賃金の引上げ等により人件費をはじめとする経費が増大していることから、法定検査手数料の改正について県及び千葉県環境財団と事前協議を行っているところです。

5 関係機関との連携協力による受検促進の取組

(1) 県との定例打ち合わせ、浄化槽関係者会議

毎月、理事長同席の元で県と定例の打ち合わせを実施し、当面する諸課題についての協議や情報共有を行いました。

また、県が開催する浄化槽関係者会議に出席し、新設浄化槽の 7 条検査の徹底、一括契約・継続契約の徹底、BOD 検査の拡大などの課題について協議するとともに、具体的な取組につなげました。

(2) 法定検査受検の徹底・促進

7 条検査については、浄化槽管理者に対して、センターの受検案内を送付する際に県市の公文書を同封して送付しています。しかしながら、検査依頼がない浄化槽管理者に対しては、法定検査受検の徹底・促進を図るため、県の督促用の公文書を同封の上、5 年間継続して送付する取組を始めました。

11 条検査については、県の掘り起こし事業として、10 人槽以下で受検歴のない浄化槽管理者に対して、県の受検指導文書を送付しました。なお、11 条検査の受検指導についての問い合わせ窓口を一本化するため、県から委託を受けてワンストップでの対応をしています。

(3) 他県の視察

法定検査業務、浄化槽管理システム及びタブレットシステム、水質分析業務など、他県の先進的な取組を学ぶため、県、千葉環境保全センター及び千葉県環境財団とともに次のとおり視察を行いました。

今後は、視察で学んだ取組を業務改善や事業拡大に反映させてまいります。

令和 6 年 6 月 25 日	埼玉県環境検査研究協会（保全、財団、センター）
令和 6 年 6 月 27 日	茨城県水質保全協会（県、センター）
令和 7 年 3 月 7 日	群馬県環境検査事業団（県、保全、財団、センター）

（４）登記情報等の確認

建売住宅等で売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示が確認できない物件については、法務省の外郭団体が運営する登記情報提供サービスやゼンリンの WEB 版のブルーマップを活用して確認するとともに、令和 6 年度からは県を通じて一括して法務局に照会して登記情報の確認を行っています。

6 浄化槽基本情報の整備

（１）浄化槽総合管理システムの管理

県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について浄化槽台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の対象浄化槽、法定検査受検状況等の情報についてデータベース化し県に報告しています。

これらのデータベース化により、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備ができるとともに、県水質保全課・各地域振興事務所及び千葉県環境財団とネットワークで結ばれ、情報の共有・活用が図られました。

併せて、船橋市及び柏市が整備する浄化槽台帳の作成に協力しました。

（２）新システムの開発

浄化槽総合管理システムについて、より効率的な業務の実施につなげるため、千葉県環境財団とともに新たなシステム開発について協議してきた結果、岐阜県の環境工学研究所（株）のシステムを導入することに決定しました。

今後は、詳細設計、システム開発、現行システムとの並行稼働等を経て、令和 8 年 4 月からの本稼働を目指してまいります。

7 検査遅延解消に向けた取組

平成 28 年度に確認された検査遅延浄化槽 1,752 基のうち、検査未了となっていた 118 基のうち、連絡可能な浄化槽管理者に対して通知した結果、2 基については浄化槽未設置と下水道接続による廃止であることが確認できたため、法定検査手数料の返金を行いました。

残り 116 基のうち 97 基は、浄化槽管理者変更、浄化槽未設置、下水道接続、受検拒否などで検査実施や返金ができない浄化槽であるため、これらを除く 19 基について引き続き検査実施を働きかけてまいります。

8 普及啓発等の活動

当センターのホームページを更新して、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための取組みを推進しています。

合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて啓発するためのパンフレットを活用し、関係団体と連携して広報に取り組みました。

令和6年10月20日（日）に幕張メッセで開催された「エコメッセ 2024 in ちば」に、千葉県環境保全センターと共同で参加し、浄化槽についての啓発を行いました。

9 事務局組織体制の充実等

事務局組織体制の強化を図るため、令和6年4月から検査日程の調整を所掌する「検査日程課」及び検査業務の効率化などを推進する「検査推進グループ」を設置、さらに不在であった検査課長を配置しました。

令和6年4月6日、10月5日、令和7年1月6日に全職員を対象とした会議を開催し、センターの現状や今後の業務拡大等について説明を行うとともに、1月6日には外部講師によるメンタルヘルス講習を実施しました。

また、一般社団法人千葉県経営者協会等の外部機関による研修の機会を活用して、職員の資質の向上を図りました。

平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。